防災庁本庁舎が、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれるなど、庁対策本部を本庁舎に設置することにより国民保護措置の実施等に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、立川広域防災基地（東京都立川市）などの代替拠点に庁対策本部を設置し、又はその機能の一部を移転するものとする。

庁対策本部に関する庶務は、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）付において処理するものとする。

庁対策本部の組織及び職務代行順等の運営その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第５節　職員の派遣

庁情報連絡室の長又は庁対策本部長は、避難先地域及び要避難地域において、救援の準備・実施状況等の収集・伝達を迅速かつ円滑に行うために必要があると認めるときは、防災庁職員を指名して派遣するものとする。派遣された防災庁職員は、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体において、防災庁との連絡調整や情報収集、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡調整、必要な助言等を行うものとする。

政府の武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、防災庁職員のうちから庁対策本部長に指名された職員を派遣するものとする。

国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに庁対策本部長の指名する職員を派遣するものとする。

国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあったとき又は第152条第１項の規定による職員の派遣のあっせんのあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、庁対策本部長は、適任と認める職員を派遣するものとする。

庁対策本部長は、庁対策本部長の職員の派遣に係る権限を、あらかじめ委任することができるものとする。

庁対策本部長は、継続して避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との情報連絡体制を維持する必要があると認める場合には、避難先地域又は要避難地域の地方公共団体において防災庁現地連絡調整室（以下「庁現地連絡調整室」という。）を設置するものとする。また、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡、避難住民等への救援の実施等のため特に必要があると認める場合には、庁現地対策本部を設置するものとする。庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部を設置したときは、防災庁職員のうち庁対策本部長に指名された職員を派遣するとともに、既に派遣された職員がいる場合、当該職員を庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部の職員に充てるものとする。

庁現地連絡調整室及び庁現地対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第６節　特殊標章等の交付等

防災庁は、別に定める要綱により、防災庁職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。また、当該特殊標章等の意義等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第４章　防災庁が実施する国民保護措置に関する事項

第１節　住民の避難に関する措置

１　警報の通知及び伝達

庁対策本部長は、国民保護法第45条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を防災庁内に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行うものとする。また、警報が解除されたときも同様の対応とする。

２　避難措置の指示の通知

庁対策本部長は、国民保護法第52条第４項の規定により、対策本部長から避難措置の指示の通知を受けたときは、警報の通知に準じて、避難措置の指示を防災庁内に通知するものとする。また、避難措置の指示が解除されたときも同様の対応とする。

防災庁は、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要がある場合には、要避難地域の都道府県知事と避難先地域の都道府県知事との間で行われる避難住民の受入れについて、あらかじめの協議が円滑に行われるよう、関係省庁並びに要避難地域及び避難先地域の地方公共団体と連携協力して、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等の避難住民の受入体制等に関して、必要に応じて助言等の支援を行うものとする。特に、沖縄県から島外避難の必要が生じた場合には、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携を含め、避難住民の受入体制が整うよう、支援を行うものとする。

第２節　避難住民等への救援等に関する措置

１　避難住民等の救援の実施に対する支援

防災庁は、対策本部長から都道府県知事に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、当該都道府県及び関係省庁と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。

防災庁は、必要に応じ、又は都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、関係省庁と連携して、食品、生活必需品等の救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。

内閣総理大臣が国民保護法第88条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、防災庁は、関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

２　安否情報の収集に対する協力

防災庁は、安否情報を入手した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

３　義援金の受入れ

防災庁は、義援金の募集・配分に関し、必要に応じて都道府県、市町村、支援関係団体に対して助言等を行うものとする。

第３節　国民保護措置全般についての留意事項

防災庁は、武力攻撃災害の発生後、直ちに、国民保護措置の実施状況その他の情報の収集及び必要な措置・対策を開始するものとする。

防災庁は、要避難地域又は避難先地域の地方公共団体からの情報に限らず、ヘリコプターによる映像、報道情報、要避難地域及び避難先地域又はその周辺の関係施設への電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会などあらゆる手段により、救援の実施状況等に関する情報を収集・整理することに努めるものとする。

防災庁は、自然災害時に使用している新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ―ＷＥＢ）等のシステムも適切かつ効果的に活用するものとする。

防災庁は、防災庁内で随時情報共有を行い、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報についても収集に努めるものとする。

防災庁は、電話、中央防災無線その他の防災庁が保有する情報通信手段により、救援の実施状況や被災情報等を収集するものとする。

防災庁は、防災庁内で取りまとめた救援の実施状況や被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。